

ふじみ野市立ゆめぼると条例新旧対照表

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>ホールの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、ホールを利用することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p> | <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> |